

西口北公園等に臨時自転車駐車を 設置する計画について 説明会を開催します

市では、恒久的な自転車等駐車場の確保に向けて、平成30年3月に「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を策定し、整備計画に基づき東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業を計画的に進めています。

当該事業の実施に当たり、都市計画自転車駐車場整備期間中の代替施設として、西口北公園を含む市内2カ所に臨時自転車駐車場を整備する予定です。

【日時・会場】11月13日(金) 午後6時半～8時、市民プラザホール(市役所1階)
【臨時自転車駐車場整備予定地】①本町3ノ12(西口北公園の一部)②本町1ノ8(民有地の一部(本町1ノ8ノ1、本町1ノ8ノ3等の隣接地))

ご存じですか 交通事故などに遭った場合の 治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になることがあります。この「第三者行為」といいます。このような場合の医療費は、被害者に過失のない限り、原則として加害者が全額負担することになります。被保険者は原則使用できません。

国民健康保険(国保)に加入している方が交通事故などに遭い、加害者との話し合いがすぐに解決しないなどの場合、「第三者行為」による傷病に「第三者行為」を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保では、一時的に総医療費の7割(もしくは8割)を立て替え、後で被害者に代わって加害者に医療費を請求します。



11月は「ねんきん月間」
11月30日(いいみらい)
は「一年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行って

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、感染拡大防止対策を徹底した上で行います。主な活動は次の通りです。

▼日本年金機構ホームページ上に「ねんきん月間ページ」を設置▼公的年金制度との関わりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの受賞作品の公表(日本年金機構ホームページ)▼大学・高校などの教育機関や事業所などでの「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催

学童保育所への入所申し込み 一次申請受け付けは12月1日(火)～12日(土)

学童保育所の令和3年度入所の申し込み受け付けを2年12月1日(火)～12日(土)の期間に行います。

学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労などにより家庭で育成(監護)を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

今回の入所の対象は、市内の市立小学校に在籍、または市内在住で、3年4月に新小学1年～6年生になる児童です。

【受付日時】右下表参照
【受付場所】児童青少年課(市役所2階)
※郵送での申し込みはできません。必ず保護者が直接必要書類を窓口を持参してください。

【提出書類】①入所申請書②保護者の状況を証明する書類(勤務証明書・病状治療中のときは医師の診断書・そのほかの理由で家庭での適切な監護ができないときはその理由)

【注意】今回の受付期間後に申し込みのあった児童については、入所時期が遅れる場合があります▼いずれの学童保育所も、提出された書類を基に入所判定を行い、入所児童を優先とします▼二次申請受付期間は12月14日(月)～3年1月15日(金)、三次申請受付期間は3年1月18日(月)～2月26日(金)です。三次申請までの低学年児童の入所の可否が決定した後、高学年児童の入所の可否を決定します。

詳しくは児童青少年課児童青少年係 ☎470・7735へ。

表 一次申請受付日時

日程	時間
12月1日(火)～5日(土)・7日(月)～9日(水)・12日(土)	午前8時半～午後5時
12月10日(木)・11日(金)	午前8時半～午後8時

12月1日～翌年1月31日は 寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、則の対象となります。時期や理由を問わず法律で禁止されています。有権者が政治家に寄附を「求めない!」、政治家に寄附を「求めない!」、

政治家から有権者への寄附は「受け取らない!」の「三ない運動」を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

11月は 「子供・若者育成支援強調月間」です

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、11月を「子供・若者育成支援強調月間」支えよう 輝くひとの夢みらい

は、地域清掃や青少年の健全な余暇活動に関する事業などの活動を行います。詳しくは児童青少年課児童青少年係 ☎470・7735へ。

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出をお願いします

マル親医療証の更新手続き
現在使用中のマル親医療証の有効期間は12月31日(木)までです。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届は受給要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現在、同医療証の交付を受けている方には、11月9日(月)に現況届を発送します。必要書類を添付して次の方法で提出してください。

【提出方法】届け出用紙と返信用封筒を同封して送付しますので、11月27日(金)までに(必着)、郵送で提出してください。なお、この届け出がない場合、来年1月1日から同医療証の交付を受けられ

ませんので、ご注意ください。児童扶養手当の支給基準を超過していると思われる方も現況届の提出が必要です。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

児童扶養手当
児童扶養手当の認定を受けたい方は、支給停止中の方も現況届の提出が必要です。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

児童扶養手当
児童扶養手当の認定を受けたい方は、支給停止中の方も現況届の提出が必要です。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を 振り込みます

児童扶養手当
9月～10月分の手当を11月12日(木)に指定預金口座に振り込みます。 ※利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特別児童扶養手当
8月～11月分の手当を11月11日(水)に指定預金口座に振り込みます。詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。